

キズいえ〜る

日常生活傷害補償保険

2023年10月改定

自転車保険への加入を
義務付ける自治体が増えています!!

特長

ケガの治療に
特化した
シンプル補償!

1

特長

見積もり不要!
ご希望のプランを
選ぶだけ!

2

特長

日常生活の
賠償事故に備える
プランもご用意!

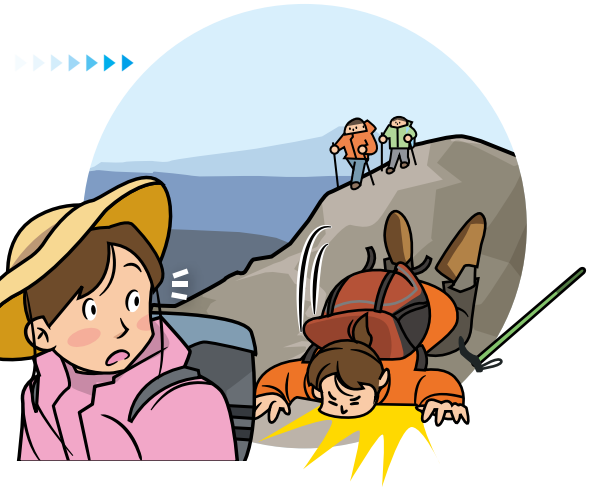
3



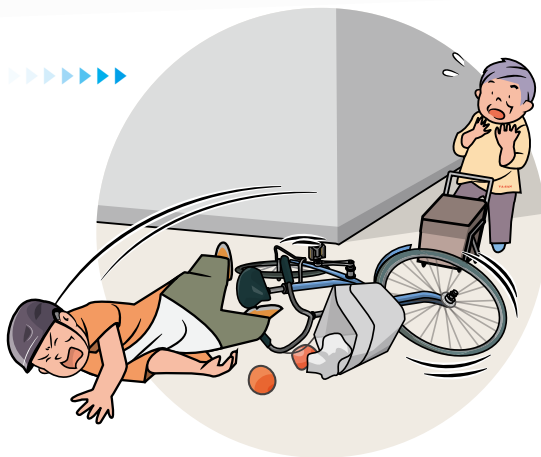
日常生活での 思いがけないケガ・・・。 ▶こんな経験ありませんか？



▶駅の階段で転んでしまった・・・



▶張り切ってスポーツをしたら・・・



▶急いでいたら角を曲がり損ねて・・・



▶揚げ物を作っていたら・・・

入院時の自己負担費用※は、
1日につき約**20,700円**(平均)も
かかっています！



「ケガなんてしない!」と
考えていた**アナタ**!!



ケガの治療に、心強い保険があります!!

※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いにくる家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計。

[出典:公益財団法人生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」]

あなたにおすすめしたい! キズいえる

特長 1 ケガの治療に特化したシンプル補償!

基本補償

ケガが原因で通院された場合に、通院1日につき**1,500円**をお支払いします。



一時金特約【オプション】※1

特定傷害一時金 ケガの**部位**と**症状**に応じて**100万円**または**10万円**をお支払いします。

入院一時金 ケガが原因で**入院**された場合に**10万円**をお支払いします。

手術一時金 ケガの治療のため、**所定の手術**を受けられた場合に、**5万円**をお支払いします。

※1 一時金特約は、Cプランにはセットされません。



特長 2 見積もり不要!ご希望のプランを選ぶだけ!

保険金額・保険料(保険期間(1年間)※2)

自転車保険への
加入義務化にも対応

ご契約プラン

Aプラン

Bプラン

Cプラン

お支払いする保険金

基本補償

通院保険金(日額)

1,500円

1,500円

1,500円

一時金
特約

特定傷害一時金

ケガの部位と症状に応じて
100万円 または **10万円**

ケガの部位と症状に応じて
100万円 または **10万円**

—

入院一時金

10万円

10万円

—

手術一時金

5万円

5万円

—

おすすめ
特約

個人賠償責任
危険補償特約

個人賠償: 2億円
保管物賠償: 10万円
(自己負担額: 5,000円)

—

—

弁護士費用・法律相談
費用補償特約

300万円

—

—

保険料

一時払

13,520円

10,020円

5,150円

月払

1,240円

920円

470円

※2 自動継続特約(保険契約の自動継続に関する特約)をセットすることにより、保険契約満了日と同一内容で、ご契約を1年間ずつ自動的に継続することができます。
・保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。
・ご契約内容により自動継続でお引受できない場合があります。

保険料の払込方法

保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、ご選択いただけない払込方法があります。なお、自動継続特約をセットする場合は、口座振替、クレジットカード払のみとなります。

主な払込方法	分割払 ※3	一時払
口座振替、クレジットカード払	○	○
コンビニ払、請求書払	×	○

現金払の場合
保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※3 分割払の場合には、分割回数に応じた割増が加算されます。

3つの特長!

特長

3

日常生活の賠償事故も補償できる!

Aプランご加入の場合

個人賠償責任危険補償特約

示談交渉
サービス付

国内外において、被保険者の日常生活における偶然な事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

●個人賠償責任

誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

支払限度額

1事故につき2億円



飼い犬が散歩中に通行人に噛みつき、ケガをさせてしまった。



マンションの戸室で、洗濯機のホースから漏水し、階下の天井クロスや壁紙を汚損させてしまった。

▶ 各自治体の自転車保険への加入義務化にも対応!

自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合も補償します。

加害事故事例① 賠償金額 **9,521万円**

小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨を骨折し、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

加害事故事例② 賠償金額 **9,266万円**

高校生が自転車で歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた会社員(24歳)と衝突。会社員に重大な障害(言語機能の喪失など)が残った。
(東京地方裁判所、2008年6月5日判決)



●保管物賠償責任

他人から借りた財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

支払限度額

1事故につき10万円
(自己負担額:5,000円)



弁護士費用・法律相談費用補償特約

日本国内で発生した事故により、身体の障害または財物の損壊等の被害を受けたことについて、法律上の損害賠償請求をするために負担した弁護士費用・法律相談費用や、人格権侵害またはその他の侵害(いじめ、嫌がらせ、痴漢等)による精神的苦痛の被害を受けたことについて弁護士委任を行う場合の弁護士費用・法律相談費用に対して保険金をお支払いします。*



支払限度額

保険期間中300万円

* 被保険者が航空機、船舶、車両に搭乗中に生じた事故により、被保険者等が負担した費用については保険金をお支払いしません。

補償の重複について

ご契約にあたっては、賠償責任および弁護士費用・法律相談費用の補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

国内外において、被保険者*1が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ*2に対して、下記の保険金をお支払いします。

基本補償

通院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。)した場合に、30日を限度に**通院保険金日額×通院日数**をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

一時金特約

特定傷害一時金

事故の日からその日を含めて180日以内に次の部位にそれぞれ次の症状が生じた場合に、**部位・症状に対応する次の一時金**をお支払いします。

部 位	症 状	一時金の額
頭部	骨折	10万円
	頭蓋内出血・血腫、脳挫傷、神経損傷・断裂	100万円
顔面部(歯を除く)	神経損傷・断裂、眼球の損傷・破裂	10万円
頸部	神経損傷・断裂	10万円
	骨折、脊髄損傷・断裂	100万円
胸部・腹部	骨折、筋・腱・靱帯の断裂(完全に断裂されるもの)	10万円
	臓器の損傷・破裂(手術を伴わないもの)	10万円
	臓器の損傷・破裂(手術を伴うもの)	100万円
背部・腰部・臀部	骨折、筋・腱・靱帯の断裂(完全に断裂されるもの)、神経損傷・断裂	10万円
	脊髄損傷・断裂	100万円
上肢・下肢 (手指・足指を除く)	骨折、神経損傷・断裂、筋・腱・靱帯の断裂(完全に断裂されるもの)	10万円
	欠損・切断	100万円

入院一時金

事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、**1回の事故につき10万円**をお支払いします。

手術一時金

ケガの治療のために事故の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に、**1回の事故につき5万円**をお支払いします。

※1 補償の対象となる方をいい、保険証券の本人欄に記載の方となります。

※2 日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※3 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

- 疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合等)
- 妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛等で医学的他覚所見のないケガ
- ピッケル等登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、フリークライミング(スポーツクライミング*3を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ
- オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ

など

国内外において被保険者*がア.またはイ.の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、争訟費用などを補償します。

ア. 個人賠償責任

日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、**1回の事故につき2億円を限度**に保険金をお支払いします。

イ. 保管物賠償責任

他人からの借用財物を損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、自己負担額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額を、**1回の事故につき10万円を限度**に保険金をお支払いします。

*被保険者(補償の対象となる方)の範囲は以下のとおりです。

被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

- ①本人
- ②配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子
- ④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等
(本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。)
- ⑤本人の親権者の同居の親族または別居の未婚の子(本人が未成年者である場合)

示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。

- ・ 国外で発生した事故の場合
- ・ 被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合
- ・ 損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が国内に所在しない場合

など

ア.またはイ.の費用を、保険期間を通じて300万円を限度にお支払いします。

ア.日本国内において、不測かつ突発的な事故により身体の障害または財物の損壊等の被害を受けたことについて、相手方に法律上の損害賠償請求をするために負担した弁護士費用または法律相談費用

イ.日本国内において、人格権侵害*1またはその他の侵害*2による精神的苦痛の被害を受けたことについて弁護士委任を行う場合の弁護士費用または法律相談費用

*被保険者(補償の対象となる方)の範囲は以下のとおりです。被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

- ①本人
- ②配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子

※1 不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害をいいます。

※2 痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けることをいいます。

ア. イ. 共通

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

ア. 個人賠償責任

- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

イ. 保管物賠償責任

- 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害

など

【保管物賠償責任の対象とならない主なもの】

通貨・預貯金証書・貴金属、自動車・原動機付自転車、動物・植物等の生物、建物、山岳登山はん等の危険なスポーツを行っている間のその運動のための用具

など

▲ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意または重大な過失
- 被保険者が航空機、船舶・車両に搭乗中に生じた事故
- 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- 被保険者相互間の事故
- 保険の対象の差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 被保険者の職務遂行に直接起因する事故
- 被保険者の職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛

など

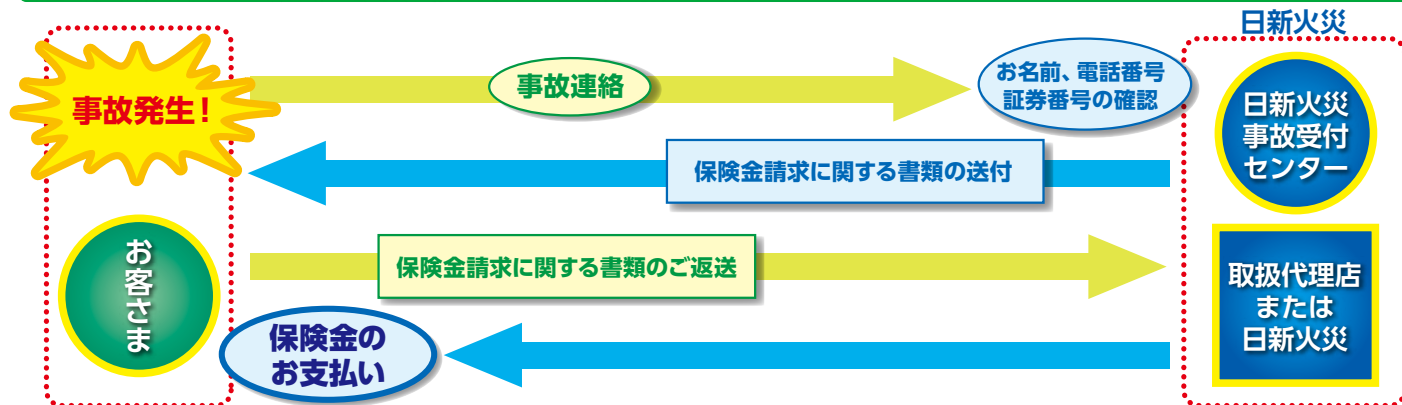
おすすり特約「オプション」

弁護士費用・法律相談費用補償特約

もしも事故にあわれたら

日新火災事故受付センター
フリーダイヤル**0120-232-233** までお電話を※携帯電話からも
ご利用いただけます。**24時間
365日
受付**

事故発生から保険金のお支払いまでの流れ



注意事項

ご契約時のご注意

- 保険契約申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ご契約を締結いただく際には、他にご加入の傷害保険契約（積立保険を含みます。）・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。正しくお申出いただけない場合、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご契約後のご注意

- 被保険者をご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除（その被保険者に係る部分に限ります。）を求めることができます。
- 保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を払込期日までに払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。
- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。
- ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。

事故に関するご注意

- 事故にあわれた場合、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただけます。
- 保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、**代理人の方**（配偶者（法律上の配偶者に限ります。）、3親等内の親族）が被保険者に代わって保険金を請求できる**代理請求制度**がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に係る損害賠償請求権者（被害者）は、優先的に保険金の支払いを受けられる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

* このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただくか取扱代理店または弊社にご照会ください。

* 弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

* ご契約時およびご契約後に特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

各種お問合せ先

0120-232-233 24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター**0120-718-268** 9:00~18:00（平日）
9:00~17:00（土日祝）
<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

● 安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。